

## 従業員の健康こそが、事業所の生産性向上のカギです！

健康づくりパートナー登録事業所「株式会社 プロゴワス」様より、健康づくりの取組みのご紹介です。



株式会社プロゴワスは、大正7年から印刷会社として事業開始し現在創業100年越え、プリント関連事業を主軸にし、データ活用事業を中心に顧客の生産性を高めるBPOサービスを展開しております。

「鹿児島市イクボス推進同盟」、「鹿児島市健康づくりパートナー」、「かごしま『働き方改革』推進企業」などに参加・登録しており、社員の働く環境にもこだわり、顧客へより良いサービスの提供を目指しています。



### 働く上で一番大切なのは「従業員の健康な心と体」

毎朝、**始業のタイミングで全員でラジオ体操**を行っています。製造現場での作業が多いのでしっかりと行い、怪我の防止に努めます。頭をスッキリさせる効果もあります。



その他の取組みには、

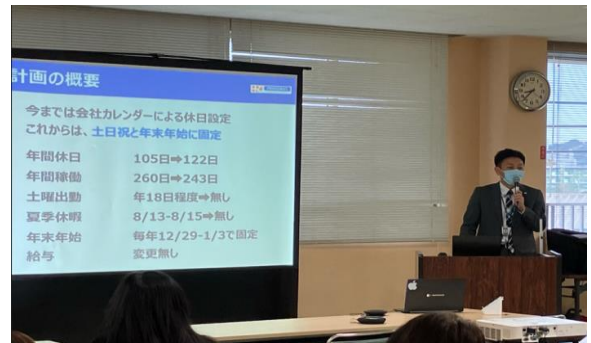
- **インフルエンザ予防接種を社内で実施し、費用は全額会社負担**
- **健康診断では特定健診以外の項目（オプション検査）の費用を半額会社負担**
- **ストレスチェックの集団分析を活用**
- **産業医による職場巡視や、個別面談を実施**
- **血圧計を社内に2台設置**



### 完全週休二日制の導入

社員の心身の健康をより良いものにするために、2023年4月より「製造業」ではまだ少ない完全週休二日制の導入が決定しました。

しっかり休暇を取りリフレッシュすることで、高い生産性を生む働き方ができるよう、さらなるワークライフバランスの推進に向けて全社で取り組んでいます。



完全週休二日制導入の説明会の様子

健康な心と体を重視され、様々な取組みをされています。仕事と休養、運動などのバランスも考えられ素晴らしい取組みです！☆☆☆☆

南栄3丁目にあります  
株式会社プロゴワスのHPは→



# 鹿児島労働局労働災害防止対策 【労働災害ピークアウト運動】

～労働災害を減少に転じさせるために～



**県内の労働災害が増え続けています**

令和4年の労働災害による死傷者数（8月末速報値）

死傷者数…2,121人（うち新型コロナウイルス感染症918人）

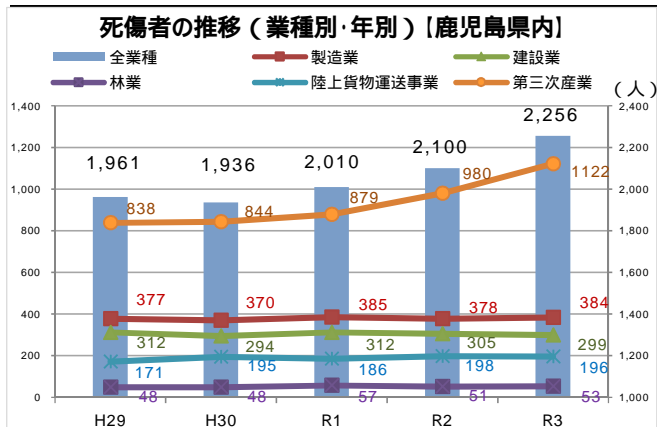
前年同時期より880人増加



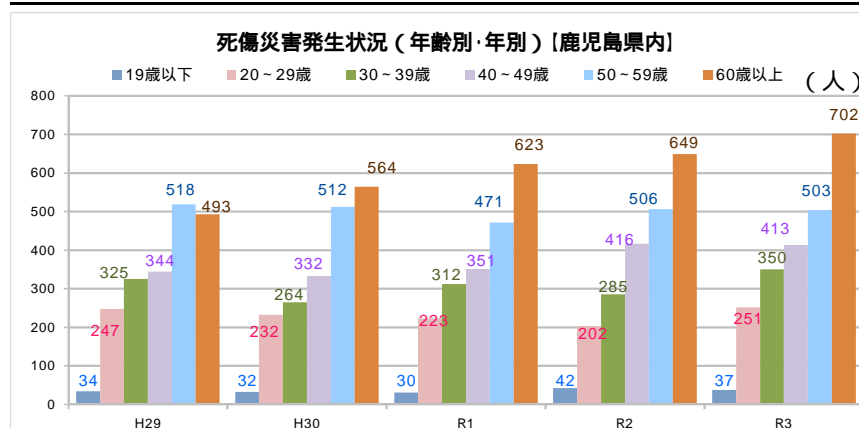
鹿児島県の現状は・・・

## 鹿児島

鹿児島県における労働災害による休業4日以上以上の死傷者数は、令和元年以降増加傾向が続いており、特に令和3年は2,256人と大幅に増加し、直ちに対策を講じなければならぬ危機的な状況となっています。内訳を見ると特に第三次産業での労働災害の増加が目立ちます。また、死亡者数も22人と、ここ10年間で最多となりました。



令和4年になっても増加傾向に歯止めがかからず、8月末速報値では前年同期比880人増の2,121人（うち新型コロナウイルス感染症918人）と非常に憂慮すべき状況となっています。

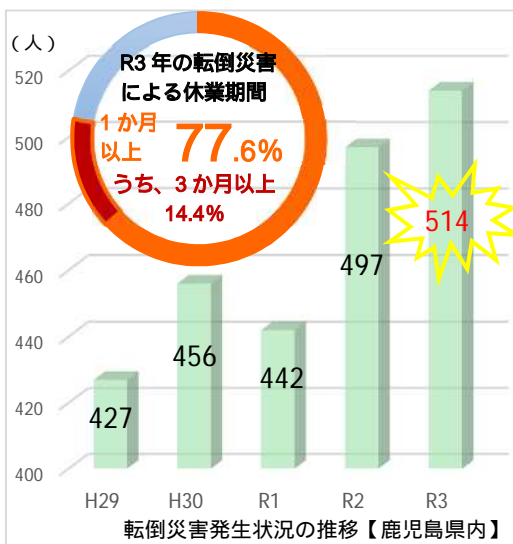


令和3年が702人（同11人）と、60歳以上の年代で労働災害が多発しており、死者数に占める割合も一番高くなっています。また、50歳以上の死傷者数は、いずれの年も全体の半数以上を占めています。

## 高年齢労働者層の労働災害増加

高年齢労働者層（60歳以上）の死傷者数は、令和元年が623人（死亡者数6人）、令和2年が649人（同9人）、

## 侮るな 転倒災害



全産業における休業4日以上以上の労働災害の中で、最も多い災害が「転倒災害」であり、すべての業種に共通する課題となっています。令和3年に県内で発生した転倒災害のうち、休業1か月以上の災害が7割以上を占めており、中には休業3か月以上となる事例も多々あります。

また、腰痛（不自然な姿勢や動作の反動等）に起因する腰痛（災害もここ数年増加傾向にあり、令和3年は159件と前年より30件増となりました）。

このような状況を踏まえ、高年齢労働者対策、転倒災害防止対策、腰痛予防対策を中心に、より一層の労働災害防止対策の強化をお願いします。

# 労働災害ピークアウト運動

## ～ 重点的取組内容 ～

### 【第三次産業】

全社的な労働災害の発生状況の把握、分析  
 職場点検、4S活動、KY活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化  
 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発等

### 【陸上貨物運送事業】

荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施  
 積み下ろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施  
 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施  
 トラックの逸走防止措置の実施等

### 【林業】

チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施  
 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保等



タカまる君



## 最重点取組事項

### 【高齢労働者対策】

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく措置の実施



### 【転倒災害防止対策】

作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消  
 照度の確保、手すりや滑り止めの設置  
 危険箇所の表示等の危険の「見える化」



### 【腰痛予防対策】

重量物取扱い作業等の腰部に著しく負担のかかる作業の全部又は一部の自動化、省力化  
 作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間等にかかる作業標準の策定  
 作業の実施体制の配慮、腰痛健康診断の受診



### 【建設業】

足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用  
 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施  
 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の徹底  
 建設工事の請負契約における適切な安全経費の確保等

### 【製造業】

機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の徹底  
 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進  
 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施  
 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施  
 非定常作業時等における機械運転停止の徹底等



## ～ 安全衛生活動の推進 ～

経営トップによる安全衛生への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

- 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- 職場巡視、4S活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全衛生活動の促進
- リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

県内における令和4年死傷災害発件数(月別)



「協会けんぽ加入者本人」の健診費用が安くなります！！

あなたとあしたへつづく、健康を。

# けんぽのいっぽ!

令和5年度から、さらに皆さまの健康を守り続ける、新たな取組を順次開始します。

さらに充実、一步先へ!協会けんぽの「健康づくり」事業



令和5年  
4月  
スタート!

## 生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診  
対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

軽減前

最高  
7,169円



軽減後

最高  
5,282円



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸 子宮 乳房 までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

付加健診

軽減前

最高  
4,802円

軽減後

最高  
2,689円

令和6年4月より、付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

## 健診を受けた後の行動こそが大切です!

健診

### 異常なし

引き続きの  
健康づくり、  
毎年の健診を!



### 生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう!

#### ! 特定保健指導って?!

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

### 医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を!

#### ! 未治療者への受診勧奨!

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、被扶養者(ご家族)にも医療機関への受診のご案内をお送りします。